

## 市役所市民課窓口の混雑が予想されます

引越しが多い3月～5月中旬(特に3月下旬～4月上旬)は、例年、市役所市民課の窓口が混み合います。中でも、午前11時～午後3時の時間帯、月曜日、祝日の翌開庁日は、たいへん混雑することがあります。住所変更の届け出と同日に、住民票の写しの請求や、印鑑登録の手続きなどを行う方は、お待ちいただく時間が長くなります。このほかにも、国民健康保険、児童手当、

小・中学校などに関する手続きが必要な場合は、更に時間に余裕を持ってお越しください。  
なお、市民課窓口(本庁)の混雑状況は、窓口混雑情報サイト「昭島市なうー」で確認できます。  
☆詳しくは、市民課へ。

「昭島市なうー」はこちら▼



## 3月26日(日)・4月2日(日)に市民課(本庁)臨時窓口を開設します

次のとおり臨時窓口を開設します。本人確認できる書類(マイナンバーカード、運転免許証など)、転出証明書(転入のみ)マイナンバーカードによる転出手続きをした方は不要)をお持ちください。

- ◇時間 午前9時～午後5時
- ◇場所 市役所市民課
- ◇受け付け内容

- \* 転入、転出(市外への引越)し、転居(市内での引越)の届け出
- \* 住民票の写し、戸籍に関する証明書の発行
- \* 印鑑登録
- \* 印鑑登録証明書の発行
- ◇注意事項
- \* 転入・転居は、新しい住所に住み始めてからでないと手続きできません。

\* 転入・転居の手続きに、住民基本台帳カード、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書が必要な場合があります(いずれもお持ちの方のみ)。

\* 戸籍の届け出と同時の転入や、海外からの転入など、他の市区町村への確認が必要な場合は、証明書の発行や印鑑登録が翌日以降になります。

\* 他の市区町村で、住民基本台帳カード、マイナンバーカードによる転出手続きを、前日または当日にした方は、転入の手続きができません。

\* 臨時窓口では、国民健康保険や児童手当などの手続きができないため、後日、担当課から連絡する場合があります。  
☆詳しくは、市民課へ。

## 高額医療・高額介護合算療養費制度 ～医療費・介護サービス費の自己負担額を更に軽減～

世帯における医療費と介護サービス費の自己負担額を合算し、限度額を超えた場合、申請すると、超えた部分の金額についてそれぞれの制度から年単位で払い戻されます。医療費と介護サービス費のいずれかで自己負担額がない世帯の方は、対象となりません。

◇対象 令和3年8月～4年7月に、世帯における医療費と介護サービス費の自己負担額の合計が下の表の限度額を超え、次のいずれかに該当する世帯の方

- ① 5年3月中旬に市または東京都広域連合からお知らせが届いた
- ② 対象期間内に、加入していた医療保険に変更があった
- ③ 職場の健康保険に加入している

◇申請

- \* ①に該当する世帯の方はお知らせに基づき市役所保険係 後期高齢者医療係で
- \* ②に該当する世帯の方(4年7月31日現在に加入していた医療保険の窓口で)
- \* ③に該当する世帯の方(介護保険の自己負担額証明は市役所介護保険係で、療養費の請求は加入

している健康保険の窓口で  
☆詳しくは、国民健康保険制度については保険係、後期高齢者医療制度については後期高齢者医療係、介護保険制度については介護保険係へ。

▼高額医療・高額介護合算療養費制度の自己負担限度額

合算する 所得区分	後期高齢者 医療+介護 保険	国民健康保険または被用者保険+介護保険	
		70～74歳の方のみの世帯	70歳未満の方がいる世帯
現役並み所得者 (上位所得者)	Ⅲ(課税所得690万円以上)=212万円 Ⅱ(課税所得380万円以上)=141万円 Ⅰ(課税所得145万円以上)=67万円		*基礎控除後の所得901万円超=212万円 *基礎控除後の所得600万円超～901万円以下=141万円
一般所得者	56万円		*基礎控除後の所得210万円超～600万円以下=67万円 *基礎控除後の所得210万円以下=60万円
低所得者(住民 税非課税世帯)	Ⅱ=31万円 Ⅰ=19万円		34万円